

へい殺畜等手当金等交付規程等の一部を改正する件 新旧対照表
 ○動物用生物学的製剤基準（平成14年10月3日農林水産省告示第1567号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
ワクチン（シードロット製剤）の部	ワクチン（シードロット製剤）の部
豚熱生ワクチン（シード）	豚熱生ワクチン（シード）
1・2 （略）	1・2 （略）
3 試験法	3 試験法
3.1 製造用株の試験	3.1 製造用株の試験
3.1.1 マスターシードウイルスの試験	3.1.1 マスターシードウイルスの試験
3.1.1.1～3.1.1.3 （略）	3.1.1.1～3.1.1.3 （略）
3.1.1.4 外来性ウイルス否定試験法	3.1.1.4 外来性ウイルス否定試験法
3.1.1.4.1 （略）	3.1.1.4.1 （略）
3.1.1.4.2 特定ウイルス否定試験	3.1.1.4.2 特定ウイルス否定試験
3.1.1.4.2.1 （略）	3.1.1.4.2.1 （略）
3.1.1.4.2.2 個別ウイルス否定試験	3.1.1.4.2.2 個別ウイルス否定試験
豚サーコウイルス、 <u>牛ウイルス性下痢ウイルス</u> 、ロタウイルス、日本脳炎ウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の1.1、3.2.4、3.2.5、3.2.7及び3.2.9を準用して試験するとき、適合しなければならない。	豚サーコウイルス、 <u>牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス</u> 、ロタウイルス、日本脳炎ウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の1.1、3.2.4、3.2.5、3.2.7及び3.2.9を準用して試験するとき、適合しなければならない。
3.1.1.5～3.1.1.9 （略）	3.1.1.5～3.1.1.9 （略）
3.1.2・3.1.3 （略）	3.1.2・3.1.3 （略）
3.2～3.6 （略）	3.2～3.6 （略）
4 （略）	4 （略）
付記1 細胞増殖用培養液1	付記1 細胞増殖用培養液1
1,000mL 中	1,000mL 中
トリプトース・ホスフェイト・ブロス 2.95 g	トリプトース・ホスフェイト・ブロス 2.95 g
又はラクトアルブミン水解物 5 g	又はラクトアルブミン水解物 5 g
牛又はやぎ血清 0～100 mL	牛又はやぎ血清 0～100 mL

<p>イーグル MEM 又はアール液 炭酸水素ナトリウムでpHを6.8～7.2に調整する。 牛又はやぎ血清は、<u>牛ウイルス性下痢ウイルス</u>に対する中和抗体陰性のものを用いる。 必要最少量の抗生物質を加えてもよい。</p> <p>付記2 細胞増殖用培養液2 1,000mL 中 トリプトース・ホスフェイト・ブロス 2.95 g バクトペプトン 5 g N,N-ビス(2-ヒドロキシエチル)-2-アミノエタンスルホン酸 2.13 g イーグル MEM 残 量 炭酸水素ナトリウムでpHを6.8～7.2に調整する。 牛又はやぎ血清は、<u>牛ウイルス性下痢ウイルス</u>に対する中和抗体陰性のものを用いる。 必要最少量の抗生物質を加えてもよい。</p> <p>(略)</p>	<p>イーグル MEM 又はアール液 炭酸水素ナトリウムでpHを6.8～7.2に調整する。 牛又はやぎ血清は、<u>牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス</u>に対する中和抗体陰性のものを用いる。 必要最少量の抗生物質を加えてもよい。</p> <p>付記2 細胞増殖用培養液2 1,000mL 中 トリプトース・ホスフェイト・ブロス 2.95 g バクトペプトン 5 g N,N-ビス(2-ヒドロキシエチル)-2-アミノエタンスルホン酸 2.13 g イーグル MEM 残 量 炭酸水素ナトリウムでpHを6.8～7.2に調整する。 牛又はやぎ血清は、<u>牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス</u>に対する中和抗体陰性のものを用いる。 必要最少量の抗生物質を加えてもよい。</p> <p>(略)</p>
--	--